# 高砂市高齢者福祉計画及び
# 高砂市介護保険事業計画
# （第８期）

概要版

育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】
～高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくり～

令和３年３月
高　砂　市

# 計画の基本的な考え方

## 計画策定の背景

わが国では、令和７年（2025 年）にいわゆる団塊の世代（昭和 22 年～昭和 24 年生まれ）がすべて 75 歳以上（後期高齢者）に、令和 22 年（2040 年）にはいわゆる団塊ジュニア世代（昭和 46 年～昭和 50 年生まれ）が 65 歳以上に到達し、今後も高齢化がさらに進行することが予想されています。

そのような中、介護者及び要支援・要介護者を社会全体で支える仕組みである介護保険制度においては、令和７年（2025 年）に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、令和 22 年（2040 年）を見据えた地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化が図られました。

本市においても上記の制度改正を踏まえて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会を目指し、「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第８期）」を策定します。

## 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に規定された「高齢者福祉計画」、介護保険法第 117 条に規定された「介護保険事業計画」を総合的かつ一体的に策定したものです。

高齢者福祉計画
すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業に関する総合計画

介護保険事業計画
要介護（要支援）高齢者、要介護（要支援）となるリスクの高い高齢者を
対象とした介護（予防）サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画

## 法令等の根拠

本計画は、令和３年度を初年度とし、令和５年度までの３年間を１期とする計画です。

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度（2025年度） | 令和8年度 | 令和22年度（2040年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第７期計画 | | | | | | | | | |
| | | 見直し | 第８期計画 | | | | | | |
| | | | | | 見直し | 第９期計画 | | | |
| | | | | | | | | 見直し | |

# 高齢者を取り巻く現状と推計

## 人口推移と将来人口

高齢者人口の推移をみると、前期高齢者は平成 28 年以降減少傾向、後期高齢者は増加傾向にあり、令和２年では前期高齢者が 13,483 人、後期高齢者が 12,652 人と、平成 27 年から前期高齢者 497 人の減少、後期高齢者 2,352 人の増加となっています。また、将来人口についても減少傾向となり、令和５年では高齢者は 26,074 人と、令和２年から 61 人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和７年（2025 年）では 25,934 人、令和 22 年（2040 年）では 24,733 人となる見込みです。

### 将来推計人口と高齢化率

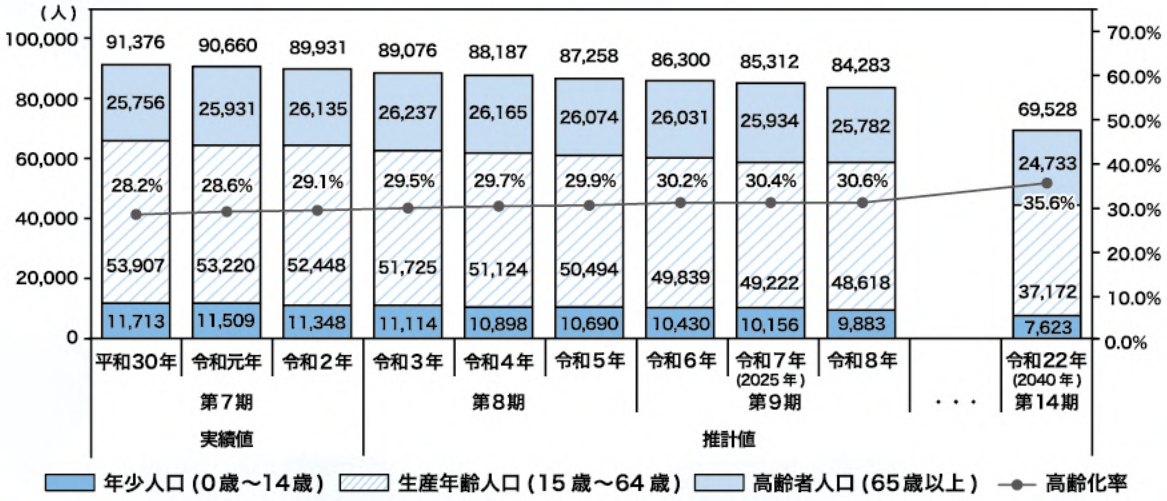


## 人口推移と将来人口

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、要支援１から要介護３では概ね増加、要介護４及び要介護５では減少傾向となっています。特に要支援１は令和２年では 1,195 人と、平成 30 年から 170 人増加し、、他の介護度と比較し大きく増加しています。推計値をみると、いずれの介護度でも増加傾向にあります。特に、令和７年（2025 年）にかけて要支援１・２、要介護１の比較的軽度の人が大きく伸びる見込みです。

### 要介護・要支援認定者数の推計

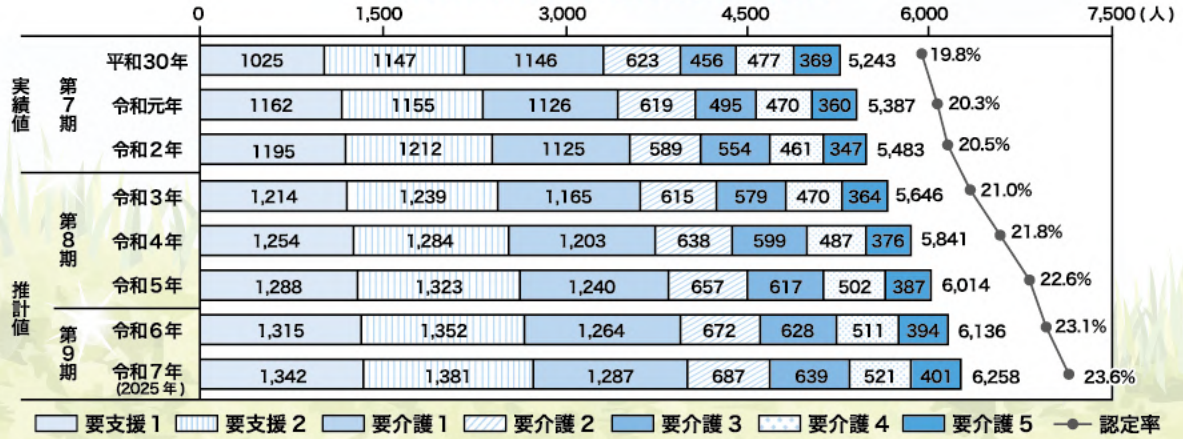

# 計画の基本理念、基本目標、施策体系

## 基本理念　育み、認め合い、元気に生きるまち【共生】～高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくり～

本計画では、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、介護ニーズの高い高齢者が急速に増加する一方で、現役世代人口が減少するという新たな局面を迎える 2040 年（令和 22 年）を意識した中・長期的な視点を持ちながら、地域包括ケア体制を強化することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域で自立を支え合い、つながり合うまちの実現を目指します。

### 基本目標１　地域共生社会の実現

**（１）地域共生社会の実現に向けた取組**

① 第２層協議体未整備地区への整備
② 第２層生活支援コーディネーターの配置
③ 第２層協議体における地域ボランティアの仕組みの構築
④ 福祉の総合相談窓口の設置
⑤ 市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上のための研修の実施

**（２）高齢者を取り巻く環境整備**

① 緊急通報システムの貸与
② 配食サービスによる見守り体制の実施
③ 民生委員・児童委員等の活動の支援

**（３）高齢者の積極的な社会参加**

① 高齢者大学を通じた社会参加の促進
② 老人クラブの活性化に向けた支援
③ 高齢者ボランティアの育成と活動支援
④ 高齢者の就業支援

### 基本目標２　地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

**（１）地域包括支援センターの機能強化**

① 地域包括ケアシステムの整備
② 介護予防ケアマネジメント事業
③ 地域包括支援センターの相談支援の強化
④ 権利擁護事業
⑤ 包括的継続的ケアマネジメント事業

**（２）認知症施策の推進**

① 認知症相談センターの周知
② 認知症の早期発見・早期対応等のための体制の整備
③ 認知症の人の権利擁護のための中核機関の設置
④ 認知症サポーターの拡大
⑤ 行方不明高齢者等の早期発見・保護に向けた地域連携の構築
⑥ 見守りカメラの整備の検討
⑦ 認知症カフェの充実
⑧ 認知症の人と家族の会の活動支援

**（３）在宅医療と介護連携の推進**

① 医療と介護の連携体制の整備
② 地域の医療・福祉資源の把握及び活用
③ 地域住民への啓発

**（４）地域ケア会議の充実**

① 地域ケア会議の充実・連携

### 基本目標３　自立を支える福祉サービスの充実

**（１）生活支援サービスの充実・強化**

① 介護予防Ｂサービス（住民主体型サービス）の整備
② 介護予防Ｃサービス（短期集中予防型サービス）の充実
③ 第２層生活支援コーディネーターの配置

**（２）高齢者福祉サービスの充実**

① 生きがい対応型デイサービス
② 緊急通報システムの貸与
③ 地域見守り運動の充実
④ 配食サービスによる見守り体制の実施
⑤ 老人クラブ活動への助成
⑥ 高齢者敬老事業の実施
⑦ 介護者のつどいの開催
⑧ 移動支援の実施

**（３）高齢者の尊厳に配慮したケアの推進**

① 高齢者虐待の防止
② 中核機関の設置
③ 福祉サービス利用援助事業の活用・促進
④ 消費者トラブルの防止
⑤ 施設等における身体拘束ゼロに向けた取組

**（４）災害や感染症対策に係る体制整備**

① 介護サービス事業所等への災害・感染症に対する備蓄等の事前準備の普及啓発
② マイ避難カードの作成支援及び活用方法の周知
③ 避難行動要支援者個別計画作成の推進

### 基本目標４　総合的な介護予防の推進（保健事業との一体的な推進）

**（１）健康づくりの推進、意識の向上**

① 高齢期の運動・スポーツ活動の啓発
② にこにこ健康チャレンジ事業
③ いきいき百歳体操
④ かみかみ百歳体操

**（２）介護予防の推進**

① 介護予防普及啓発事業の実施
② 地域介護予防活動事業の実施
③ 一般介護予防評価事業の実施
④ 地域リハビリテーション活動支援事業の実施
⑤ ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチ（フレイル予防）

### 基本目標５　介護保険サービス提供体制の充実

**（１）介護人材の確保について**

① ミニ面接会の開催
② ２人体制の訪問看護師・訪問介護員に対する補助の導入
③ 高齢者認定家事援助ヘルパーの養成

**（２）介護サービスの充実**

① 地域密着型サービスの充実
② 施設サービスの充実

**（３）介護給付適正化に向けた取組の推進**

① 要介護認定の適正化
② 適切なケアプランの推進
③ 住宅改修の適正化
④ 医療情報との突合・縦覧点検の実施
⑤ 介護給付費通知の実施

**（４）介護サービスの質の向上**

① 介護サービス事業者への指導・監督
② 相談窓口の充実

# 介護保険料の設定

## 介護保険サービスの総給付費の推移

第１号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計を基礎として、介護保険施設等の整備計画及び各サービスの利用状況等を考慮して、介護保険サービスの給付費を推計しました。
第８期計画期間の３年間における介護保険サービスの総給付費は約207.27億円となる見込みです。

### 介護保険サービスの総給付費の推移

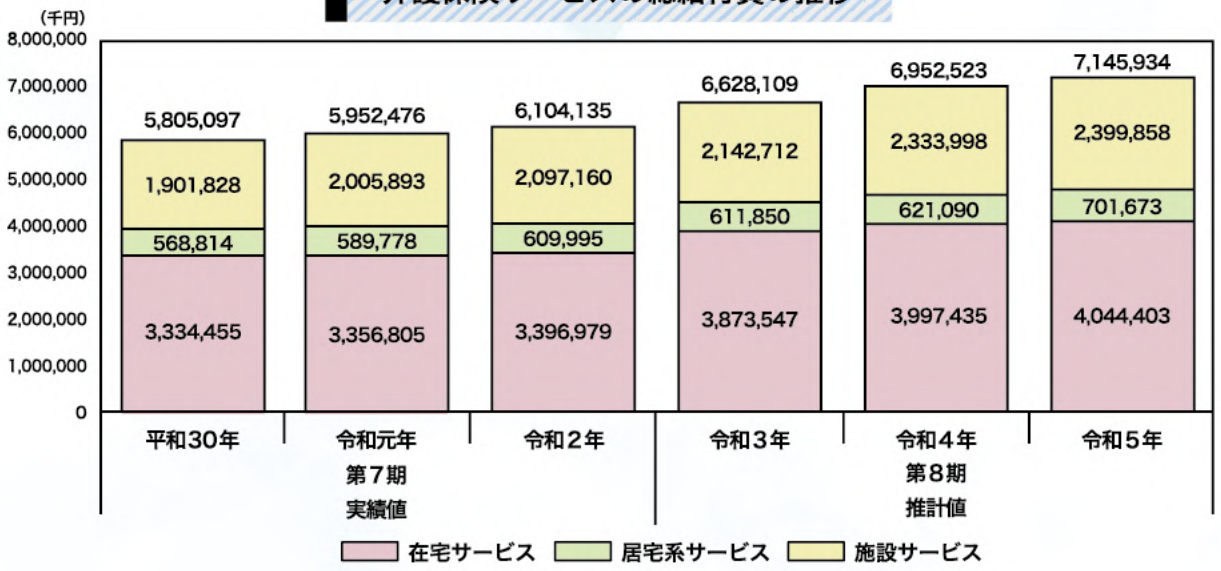


## 標準給付見込額と地域支援事業費の推計

### 介護保険事業費の見込額

単位：千円

| | 第８期 | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | |
| 標準給付費見込額① | 6,963,868 | 7,273,762 | 7,471,317 | 21,708,946 |
| 総給付費 | 6,628,109 | 6,952,523 | 7,145,934 | 20,726,566 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 147,011 | 130,185 | 134,121 | 411,317 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 152,196 | 150,294 | 150,294 | 452,784 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 30,000 | 34,000 | 34,000 | 98,000 |
| 算定対象審査支払手数料 | 6,552 | 6,760 | 6,968 | 20,280 |
| 地域支援事業費 | 537,746 | 573,235 | 590,556 | 1,701,537 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費② | 378,948 | 385,207 | 396,374 | 1,160,529 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営及び任意事業費） | 119,781 | 141,000 | 142,000 | 402,781 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分） | 39,017 | 47,028 | 52,182 | 138,227 |

## 介護保険事業の財源構成

介護保険料は介護保険事業を運営していく大切な財源となっています。介護が必要な人が安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

保険料は、介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて、３年ごとに見直されます。令和３年度から３年間は、65 歳以上の負担割合は 23%となっています。

【介護保険サービス給付費の財源構成及び介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成】

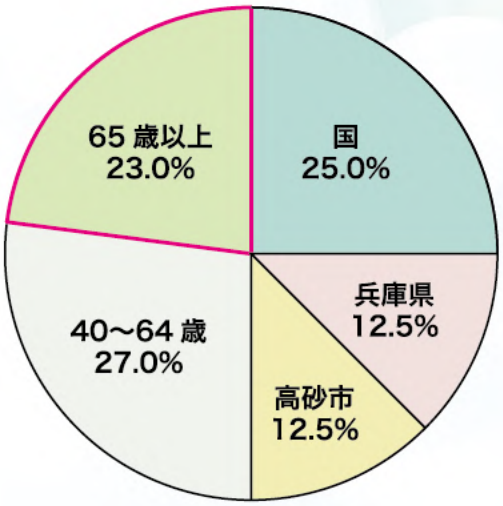


【包括的支援事業・任意事業の財源構成】

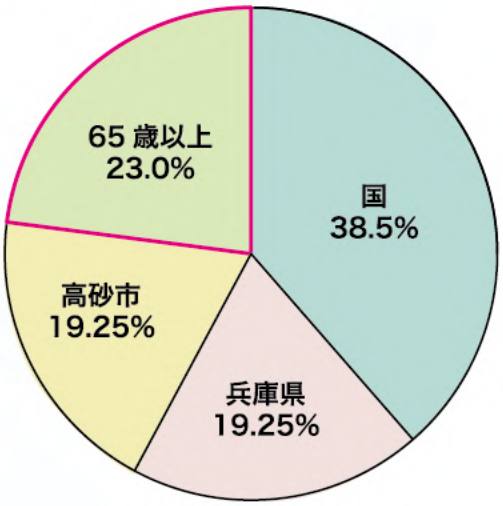


## 第８期計画期間の第１号被保険者保険料基準額の算出方法

６５才以上の人の負担額（介護保険事業費の２３%）
＋ 調整交付金相当額（①＋②の５%）
－ 調整交付金見込額（①＋②の約 2.66%）
－ 介護給付費準備基金取崩額 400,000 千円
＝ 保険料収納必要額

保険料収納必要額
÷ 予定保険料収納率 99.3%
÷ 補正後被保険者数 78,472 人
÷ １２か月
≒ **第８期 保険料基準額（月額） 5,900 円**

# 第１号被保険者（65 歳以上）の所得段階別保険料月額

## 第８期所得段階別保険料

| 保険料段階 | 対象者 | 保険料月額 | 保険料年額 | 保険料率（基準額への乗率） |
|---|---|---|---|---|
| 第１段階 | ●生活保護受給者<br>●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方<br>●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 | 2,950 円 | 35,400 円 | 0.50 |
| 第２段階 | ●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方 | 4,130 円 | 49,560 円 | 0.70 |
| 第３段階 | ●世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超の方 | 4,425 円 | 53,100 円 | 0.75 |
| 第４段階 | ●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 | 5,310 円 | 63,720 円 | 0.90 |
| 第５段階 | ●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超の方 | 基準月額<br>5,900 円 | 70,800 円 | 1.00 |
| 第６段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 60 万円未満の方 | 6,490 円 | 77,880 円 | 1.10 |
| 第７段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 60 万円以上 120 万円未満の方 | 7,080 円 | 84,960 円 | 1.20 |
| 第８段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 160 万円未満の方 | 7,375 円 | 88,500 円 | 1.25 |
| 第９段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 160 万円以上 210 万円未満の方 | 7,670 円 | 92,040 円 | 1.30 |
| 第 10 段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方 | 8,850 円 | 106,200 円 | 1.50 |
| 第 11 段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方 | 10,030 円 | 120,360 円 | 1.70 |
| 第 12 段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方 | 10,915 円 | 130,980 円 | 1.85 |
| 第 13 段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の方 | 11,800 円 | 141,600 円 | 2.00 |
| 第 14 段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方 | 12,390 円 | 148,680 円 | 2.10 |
| 第 15 段階 | ●本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方 | 12,980 円 | 155,760 円 | 2.20 |

※第６期より開始された低所得者保険料軽減措置が、第８期についても第１段階～第３段階において実施されることが予定されているため、第１段階～第３段階については実際に支払うべき介護保険料の額は上表の額と異なる場合があります。

**高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第８期）《概要版》**

■発行年月　令和３年（2021年）３月
■発　　行　高砂市　福祉部　地域福祉室　高年介護課